那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和８年　４月　１日
最終更新年月日	令和　年　　月　　日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	商工観光課　商工振興グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	那須烏山市食料品等物価高騰支援商品券ファイル （令和７年度「那須烏山市食料品等物価高騰支援商品券配付業務」）	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	商品券配付対象者の情報を管理するため使用する	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	住所、氏名、生年月日、世帯主との続柄	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	・令和８年２月１日現在で本市に住民登録を有していた者 ・商品券窓口受け取りに係る配付対象者の代理人	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	・住民基本台帳システム ・商品券窓口受け取りに係る配付対象者の代理人による申請	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	□　有　　■　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	■　有（　那須烏山商工会　）　□　無	
8	開示請求等を受理する 担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）商工観光課　商工振興グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１ （名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	□　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号 電算処理ファイルに付随する マニュアル処理ファイル □　有　　□　無 政令第21条第７項	■　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
11	備　考	本事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和８年１月補正予算で措置したうえで、令和８年度へ繰越して完了した。 （保存年限10年→令和17年度満了）	

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。

・本市では、条例要配慮個人情報はありません。

・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。

・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。